

公益社団法人麴町法人会会費規程

（目 的）

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、当会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

（会費の種類）

第2条 当会の会費月額は、「別表1」のとおりとする。

（会費の使途）

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

（会費の納期）

第4条 会費の納入は年1回とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。
ただし新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費は次の方法により支払う。

- （1）振込
- （2）自動引落とし
- （3）集金

（中途入会の会費及び納期）

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

（会費の滞納）

第6条 会員が定款第8条第1項第5号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

（その他）

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規定は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 3 平成29年6月15日 会費規程「別表1」改定（平成29年8月1日施行）。
- 4 施行日（平成29年8月1日）の前日において既に会員である者については、当分の間、すでに適用されていた会費規程によることができるものとする。

別表 1

正会員	資本金	月額
	3 0 0 万円未満	5 0 0 円
	3 0 0 万円以上 1 0 0 0 万円未満 公益・医療・社団・財団・認定 NPO 等の法人	1 0 0 0 円
	1 0 0 0 万円以上 5 0 0 0 万円未満	1 5 0 0 円
	5 0 0 0 万円以上 1 億円未満	2 0 0 0 円
	1 億円以上 1 0 億円未満	4 0 0 0 円
	1 0 億円以上 1 0 0 億円未満	5 0 0 0 円
	1 0 0 億円以上	6 0 0 0 円